

広島県告示第千八号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

令和二年九月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

名称	所在地	撤回年月日
医療法人あずさ会森整形 外科	広島市東区光町一丁目三番一六号	令和二年六月一日